

第4期出雲崎町事業継続支援給付金のご案内

町では、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により経営安定に支障を生じている個人事業主又は法人に対し、改めて一時金を給付することにより事業継続を支援します。

1 補給対象者

令和3年1月～10月の10か月間の税売上高の合算が前々年同月（平成31年2月1日から令和2年3月31日の間に開業した者にあつては、10か月分の開業後の任意の月とし、令和2年4月1日以降に開業した者にあつては、開業時の事業計画中における対象売上高の同期の税売上高とする。以下同じ）より30%以上減少し、次の各号のいずれにも該当している個人事業主又は法人。ただし、前々年同月において、営業実績がない場合は、対象外となります。

- (1) 法人にあつては町内に主たる事業所を置いていること
- (2) 個人事業主にあつては町内に住所を有すること
- (3) 交付決定後3か月間は、廃業の予定がないこと
- (4) 申請の日までに納付期限の到来した町税を完納していること
- (5) 令和3年1月から10月の間に営業の実績があること

2 給付額

前々年1月～10月の10か月間の税売上高の合算から今年同月の税売上高の合算を差し引いた額（売上減少額）の1/10以内の額に、売上減少率を乗じた額で、支給限度額は、40万円（1,000円未満は切り捨て）。

3 申請期間

令和3年11月8日（月）から令和3年11月26日（金）

4 申請時に必要な書類

第4期出雲崎町事業継続支援給付金交付申請書に次の書類を添えて町産業観光課に提出してください。

- (1) 令和3年1月～10月の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し
- (2) 前々年同月分の売上高が分かるもの
 - ア 法人にあつては、法人税の確定申告書別表一の控え（受付印のあるもの。電子申告の場合、メール詳細（受信通知）を印刷したものを添付）及び法人事業概況説明書（月別売上高）の控え
 - イ 個人事業主にあつては、所得税の確定申告書第一表の控え（受付印のあるもの。電子申告の場合、メール詳細（受信通知）を印刷したものを添付）及び青色申告決算書（月別売上高）の控え又は前々年1月～12月の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し
 - ウ 個人事業主のうち所得税の確定申告書がない場合は、住民税申告書の写し及び前々年1月～12月の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し
- (3) 預金通帳の写し
- (4) 個人事業主にあつては、申請者本人確認書類（マイナンバーカード又は運転免許証等写真付き証明書なら1種類。住民票、年金手帳又は各種健康保険証等写真なし証明書なら2種類）
- (5) その他必要と認められる書類

5 申請内容確認書類の提出

給付金の交付を受けた者は、令和3年1月～10月分の売上高の確定申告を終えた後、それを証する書類を提出していただく必要があります。

出雲崎町産業観光課商工観光係

TEL 78-2291（直通）

E-mail shokou@town.izumozaki.niigata.jp

町ホームページ <https://www.town.izumozaki.niigata.jp/>